

令和7年1月16日

各 位

糸島市選挙管理委員会

不在者投票における投票用紙の交付誤りについて

令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査において、下記のとおり不在者投票における投票用紙の交付誤りがあったことが判明しましたので報告します。

## 記

### 1 経過

10月21日に市内の施設から糸島市選挙管理委員会に対し不在者投票における投票用紙の請求があり、翌22日に交付を行った。10月24日に当該施設から投票済み投票用紙を受領し、10月27日に投票箱への投函及び開票を行った。

後日、当該施設から福岡県に対し不在者投票の経費請求が行われた際、福岡県で確認したところ当該施設が不在者投票指定施設ではないことが判明した。

### 2 原因

同一法人の別施設が不在者投票指定施設の指定を受けていることをもって当該施設の担当者が当該施設も指定を受けていると誤認したこと及び当該施設から不在者投票の請求があった際、糸島市選挙管理委員会において不在者投票指定施設であることを施設一覧で十分に確認を行っていなかった。

### 3 投票の取り扱い

投票された投票用紙の記載内容が適切であれば有効票として取り扱われている。

### 4 今後の対策

今後、施設から不在者投票の請求があった際は、必ず施設一覧を複数の職員で確認することで再発防止を徹底する。

お問合せ

糸島市選挙管理委員会

電話 092-332-2100